

令和6年度第3回大分市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和6年11月20日(水) 13時15分～14時40分
2. 場 所 議会棟4階 全員協議会室
3. 出席者

○総合教育会議構成員

大分市長	足立 信也
大分市教育委員会教育長	粟井 明彦
大分市教育委員会委員	古賀 精治
大分市教育委員会委員	上杉 美穂子
大分市教育委員会委員	古城 一
大分市教育委員会委員	廣津留 すみれ
大分市教育委員会委員	岡田 史絵

○事務局

企画部長	永田 佳也	教育部長	高田 隆秀
企画部審議監	山口 大輔	教育監	野田 秀一
企画部 次長	岡村 吉宏	教育部次長	永田 浩貴
子どもすこやか部次長	永野 謙吾	教育部次長兼教育総務課長	安東 英児
企画課長	藤田 泰次郎	学校教育課長	平田 敬二
文化振興課長	若林 正策	学校施設課長	武藤 英二
国際課長	岡本 健	体育保健課長	三島 浩昭
スポーツ振興課長	村田 潤	人権・同和教育課長	高橋 秀徳
市民協働推進課政策監	徳丸 ひとみ	教育部次長兼社会教育課長	足立 美乃里
生活安全・男女共同参画課長	大石 雅博	文化財課	安東 孝浩
福祉保健部次長兼障害福祉課長	三原 徹	大分市教育センター所長	小野 里香
生活福祉課長	尾上 典章	大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
健康課参事	柏原 千恵		
子ども企画課長	矢野 光章		
子育て支援課参事兼所長	植田 卓士		
子ども入園課長	幸野 剛治		
保育・幼児教育課長	額賀 寛		
商工労政課長	甲斐 秀樹		

4. 次 第 (1) 開 会
- (2) 議 事

1. インクルーシブ教育システムの現状と課題について
2. 次期大分市教育大綱の中間報告について

- (3) 閉 会

企画部長	それでは皆さんおそろいですので、ただいまから令和 6 年度第 3 回大分市総合教育会議を開会いたします。 会議の進行を務めさせていただきます、企画部長の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは初めに、足立市長からご挨拶を申し上げます。
市長	皆さんこんにちは。第 3 回の大分市総合教育会議にお集まりいただきましてありがとうございます。 この直前に、廣津留委員に大分市魅力発信アンバサダーの就任委嘱状を交付いたしました。5 人目でございます。国の内外を問わず、機会のあるときに大分市の魅力を語ったり、発信したりしていただきたいということでございます。よろしくお願いします。 前回の第 2 回会議では、教育大綱案について様々なご意見をいただきましてありがとうございます。その中でもインクルーシブ教育については、取り組むべき方向性を検討していく必要があるということでございます。 私は政府与党時代に、障害者自立支援法から障害者総合支援法という形に変えさせていただきました。その時の大きなテーマがインクルーシブということでしたので、その中でも教育分野についてのインクルーシブというのは、極めて大事なテーマだと思います。その関係もあって、本日の一つ目の議題は、古賀委員に「インクルーシブ教育システムの現状と課題」という形でご講演いただく予定になっています。よろしくお願いします。 そして二つ目は、次期大分市教育大綱の中間報告についてです。今日の議論を経て、今後は市議会への中間報告、パブリックコメントの実施、そして次回の総合教育会議での結果報告を予定しております。皆さん、よろしくお願いします。
企画部長	それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、本会議の議長であります、足立市長にお願いいたします。
市長	では早速議事に入らせていただきます。 まず、先ほど挨拶で申し上げました、前回の総合教育会議で議論となったインクルーシブ教育について、古賀委員からご講演いただき、その後、意見を交換したいと思います。 古賀委員、よろしくお願いします。
古賀委員	古賀でございます。よろしくお願いします。 市長には、この場でこのような話をできる機会を与えていただき、ありがとうございます。 時間があまりありませんので、資料をご覧になれば大体わかるように作

古賀委員	ったつもりですが、1 ページ目から説明します。 インクルーシブ教育、障がい児教育、特別支援教育もそうですが、いろいろなイメージを持たれる方がいらっしゃるの、まず日本の学校教育における、障がいのある児童生徒のための学校教育の経緯についてお話しして、そして、4 ページからが大分市を中心に考えた大分のインクルーシブ教育の現状と、6 ページに提案と申しますか、理想、その他のところを少し付け加えています。 まず1 ページに戻ります。今の若い人たちは、世の中に特別支援学校があるのが当たり前と思っていますが、実は第二次世界大戦前は特別支援学校に類する学校はあったものの現在の国の法に則った支援学校ができたのは戦後です。ただし、盲学校・聾学校は歴史が古いということは皆さんご存じだと思います。 第二次世界大戦が終わり、昭和 22 年に学校教育法、教育基本法が公布されました。その時に今で言う特別支援学校、すなわち盲学校、聾学校、養護学校への就学の義務化という制度が創設されましたが、何せ学校がありません。昭和 22 年度は、今で言う知的障がいや肢体不自由、病弱な子どもを受け入れる学校が全国に一つもないという状態でした。 初めて知的障がいの学校ができるのが昭和 25 年、肢体不自由の学校も昭和 28 年に全国にたった 1 校です。昭和 54 年までには相当学校が増えています。この昭和 22 年度以降どんな状況だったかという、実際には障がいの重い子たち、今支援学校に通うような子どもたちは、その多くが学校教育を受けられませんでした。就学猶予では1年間就学を猶予し、就学免除はずっと免除です。猶予の場合でも1年間と言いながら毎年繰り返されていて、保護者が教育委員会に呼ばれて、「ここに判を押してください」というような時代でした。 一方で、軽度から比較的中程度の障がいの子のほとんどは、一人ひとりの教育ニーズに応じた特別な支援がないまま、通常の学級に在籍していました。みんな一緒ですね。 それが2つの大きな変革期を迎えます。1つが昭和 54 年、もう1つが平成 19 年です。日本は高度成長期を迎えて、どんどん発展し、学校の数も十分できました。昭和 40 年代には全国の国立大学の教育学部に養護学校の教員を養成する課程ができたということで、いよいよ養護学校の義務化の完全実施、どんな障がいがあっても就学できる時代がやってきます。結果として就学猶予・免除が激減し、重い障がいの子どもたちが学校教育を受けられるようになりました。昭和 54 年のことです。 ただ、このとき問題になったのは、いわゆる教科、国語、算数、体育もそうですが、重度の障がいのある子どもたちへの教育をどうするか。それまではそれらの教科を教えることが前提でしたが、重い障害のある子どもたちの中には教科学習がかなり困難な児童生徒がいる。日本の障がい児教
------	---

古賀委員	育関係の研究はここから、重い障がいの子どもへの教育をどうするのかという研究に傾いていきます。 昭和 54 年というと、西城秀樹の「YMCA」とか、ジュディ・オングの「魅せられて」が流行し、福岡でも、天神の喫茶店に行くとインベーダーゲームがあった時代です。 1990 年代中盤以降、日本にも発達障がいの概念が入ってきます。自閉症は昔から知られていましたが、昭和 50 年代はほとんど専門書しかなく、一般の方が読む発達障がいに関する本はないという時代でした。 そして 1990 年代後半から、LD の概念が入り、ADHD の概念が入り、最後にアスペルガー症候群の概念が入ってきます。 これを受けて時代が変わってきます。知的障がいがなく、立って走ることができる、目も見えている、耳も聞こえているのに、障がいがあるとされる子どもたちの教育をどうするかということが本格的に始まっていきます。その数は圧倒的に多いです。 結果として平成 19 年度から、特殊教育から特別支援教育へと変わっていきます。これが 2 つめの大きな変化です。特別支援教育が学校教育に正式に位置付けられます。 その結果何が起こったかというと、特別支援教育の対象として軽度の知的障がい児が増加し、自閉症児、情緒障がい児が急増しました。どちらもそれまでは特別な支援がないまま通常学級に入っていました。ある意味、インクルーシブだったのです。 2 ページにいきます。文部科学省は特別支援教育とは何かということを定義しています。 「障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う『特殊教育』から障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」つまり特殊教育から特別支援教育に変わりましたが、何が違うかというと、特別支援教育は特別な場で行う教育だけでなく、通常学級もその対象に入ることです。障がいの程度、つまり医学的な重いとか軽いとかではなく、本人の教育的なニーズ、それに対応するというふうに変わっていきます。 “特殊“というと、差別的という感じがありますが、英語にすれば“Special Education”で、なかなか言葉のイメージは難しいです。 ここでいう特別な場とは何かというと、旧盲・聾・養護学校、それから旧特殊学級です。通級指導教室というのは平成 5 年から始まるので比較的新しいです。 逆に言えば、特別支援教育とはこのような特別な場で行う教育だけを指しているのではなく、通常の学級に在籍する幼児児童生徒も対象になったということです。 いわゆる特殊教育を受けている子どもが一番少なかったのは、おそらく
------	--

古賀委員	平成2年度くらいです。このときは全国の小中学生の就学人口のうち盲・聾・養護学校が0.37%、特殊学級が0.521%。つまり、いわゆる特殊教育を受けたのは、全就学人口の0.891%で1%を切っています。 それが最新のデータでは、令和4年5月1日現在で、旧特殊教育に当たる特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室に通っている子どもが6.52%。61万8,000人です。しかもこれは平成2年度からずっと増え続けています。1回も減っていません。今不登校の子どもが急増しており34万6,000人ですが、その2倍近い人数です。 さらに通常学級に発達障がいの可能性のある児童生徒が、これは医師の診断受けているわけではありませんが、8.8%です。先ほどの6.52%と合わせると15%くらいになります。通常学級に在籍しながら、通級指導教室を受けている子どももいますので、一部重なりがありますが。 そして次です。国はインクルーシブ教育をどう行っているかという、「インクルーシブ教育においては、障がいのある者となない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」としています。 つまり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要ということです。連続性があるわけですから、一旦支援学校に入ったらおしまい、そこでもうずっとわけではありません。これはよく保護者の方が誤解されています。 基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。ただし、その場合大切なことが、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか、これが最も大切な視点で、そのための環境整備が必要です。 つまり、一緒に教室にいても、例えば小学校5、6年生でまだ文字も読めず、ちゃんと会話ができない子が、みんなと一緒に国語・算数の同じ教科書を使って勉強して、「授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間をともに過ごし」という授業ができる先生はよほどの達人で、そういう先生はめったにいらっしゃらないでしょうね。 日本全体から考えても昔の方が、一般的に言う「みんな一緒」でした。実は障がいが重い子も軽い子もみんな一緒だったんです。でもそれでは駄目だという反省のもとで、今のインクルーシブ教育があるわけですね。 もちろん学習指導要領に基づく今の日本の学校の教育体系が大幅に変
------	--

古賀委員	わってしまえば、能力主義だったり点数主義ではなくなったりすれば、違ってくるかもしれません。 3 ページの図では、一番下がグレーゾーンの子どもですね。ほとんどの問題を通常学級で対応します。そして障がいの状態が重くなっていけば上の方にいて、特別支援学校、場合によっては、感染症等で学校にも行けない場合は、その病院に先生が行くような訪問学級というふうに、これは連続性のある多様な学びの場となっています。 その下に、特別支援学校と特別支援学級、通級指導教室の簡単な説明を書いています。 特別支援学校には、実は単一障がい学級と重複障がい学級があります。単一障がいとは、知的障がいだけとか、肢体不自由だけなどです。重複障がいは2つ以上障がいがあることです。 学級編制の標準、いわゆる一般的な40人学級とか35人学級といったイメージですが、単一障がい学級であれば小学部で6人。7人目が入ったら2学級に分かれます。高等部になると、子どもは成長しますから、上限が8人。ただし、重複障がいがある子どもたちは、小学部から高等部までずっと3人学級です。 特別支援学級になると、小中学校の特別支援学級の学級編制は8人です。もう1つ違うのは、特別支援学校は学級が学年単位でクラスが作られています。ところが特別支援学級は基本的に複式学級です。知的障がいの学級があったら、そこに6年生がいたり、3年生がいたりということになります。 もう1つ、支援学級では子どもたちは支援学級に在籍し、例えば国語・算数の授業は支援学級で受けるけど、音楽・体育・給食などは通常学級の方に行く。これは校内交流といって、通常学級に行って授業を受けています。例えば、支援学級に机がありますが、2年1組にも机が準備されて、そこを一般的に親学級などと呼んでいます。 新しく平成5年に始まった通級による指導というのは、支援学級と何が一番違うかということ、通級の場合は、通常学級に在籍します。通常学級に在籍していて、週1コマから8コマくらい、子どもによって違いますが、通級指導教室に通って専門的な教育を受けるということです。「教室」と言っているのは、在籍児がゼロだからです。支援学級は在籍児がいますが、通級指導教室には在籍児がいませんので、通常学級がベースになっています。これは最近決まったのですが、通級指導教室は児童生徒13人に対して配置される先生が1人だけというふうに、支援学級に比べて先生の数が少なくなってしまうです。 もう1つ違うのは、特別支援学級の場合、A小学校の子はA小学校の特別支援学級しか通えないのですが、通級の場合、自校通級はA小学校の子はA小学校に行き、他校通級は、例えばA小学校には言葉の教室がない
------	--

古賀委員	けれども、隣のB小学校にある場合はB小学校に通うことができます。 子どもたちが隣の学校の通級指導教室に通うとなると、小さい子、小学校1年生の子などの行き帰りに先生がついていけるかという授業中ですから難しい。先生の方が巡回するという方法もあります。しかし例えばA小学校の先生がB小学校に巡回すると、A小学校の授業をどうするかという問題があります。 基本的に支援学校が障がい重い子ども、通級が軽い子どもとなっていますし、通級の場合は基本的には通常学級在籍だということです。 いろいろ誤解がありますが、障がいがあるからといって希望すれば誰もが支援学校に行けるわけではありません。4ページに示しているように、日本の場合は、主要5障がいと言われますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもは特別支援学校に入学できます。自閉症の子どもは法的に言うと支援学校には入れません。支援学校にいる多くの子どもは自閉症を伴う知的障がい児です。 知的障がい支援学校の場合、どういう授業内容でどういう教育をするかという教育課程・カリキュラムが知的障がい用に作られています。逆に言うと例えば肢体不自由で、肢体には障がいがあるけれども知的障がいがないような場合は、当該学年の教科書を使った教育を受けられたりします。なので、例えば昭和54年以前であれば、別府支援学校などそうでしたが、支援学校を卒業して大学受験をしたり、一般企業に就職したりする人もたくさんいました。 特別支援学級になると言語障がいや自閉症・情緒障がいも入級できます。そして通級による指導であれば、学習がいやADHDの子どもも入級できます。ただ自閉症やADHDの子どもは、二次的に情緒不安定になったりすることもありますから、それで支援学級に入るということもあります。あとは少し曖昧にお子さんの状態に応じて運用されているのが現実だと思います。 では大分はどうかというと、私は平成6年に大分県に赴任しましたが、その前から大分の状況は分かっていたので、その頃からの話をしたいと思います。 この頃は障がいのある児童生徒の多くが通常学級に在籍した時代です。この頃は通常学級への就学を強く望む保護者が多かった。もう何が何でも通常学級という。だから、例えば学年を落とした教育や生活に結びつく教育をした方がいいと思っても、どうしても保護者が反対するということがありました。 もう一方で先生の方は、もう過去の話かもしれませんが「共生共学論」というものがあり、将来は社会で一緒に生きていくのだから学校を分けるのはおかしいというもので、理論的な話もありますが、私の印象はどちらかというと運動に近いと感じていました。これにはやはり光と影があり、
------	--

古賀委員	当時は影の部分しか見えませんでした、光の部分もあったとは思っています。 現在に比べると、大分県下もやはり養護学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は大変低かったです。例えば、竹田支援学校は今はいっぱいになっていますが、当時は中学部 3 年間で在籍生徒数が 3 人だけだったこともあります。生徒が引っ越ししたりすれば竹田支援学校の中学部が無くなるかもしれない。そんな状況でした。今では考えられません。 そして私が大分大学に着任した平成 6 年当時、例えば現在の支援学級、以前の特級学級はどうだったかというと、今のように大分市内のすべての小中学校に特級学級があるわけではなく、どうにかしてうちの学校に支援学級を作りたいという状況でした。在籍児童生徒が 5 人を超える学校はほとんど無かったです。そんな時代でした。 明らかに障がいのある児童生徒に加え、特に軽度の知的障がいや発達障がいの子どもの多くが、教師にも同級生にも家族にも障がいがあると気づかれないまま、みんな一緒に同じ教科書で、同じ指導方法で、同じ内容の教育を受けていた時代です。見方を変えれば包摂的ですからすべてを包み込む教育、形の上では一般的に考えられているインクルーシブ教育が行われていた時代でした。 知的障がいに関しては、1 歳半健診や 3 歳児健診などで大体わかるので、指摘される子どもは結構いましたが、やはり保護者が通常学級を希望していました。いわゆる今でいうみんな一緒にの教育でしたが、一方で児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援が行われていたとはいえない時代でした。 私たちはどちらかというと、そのような状況を何とかしてほしいという話を保護者から聞いていましたが、その一方で、どのような特性のある児童生徒でも、通常の学級で受け入れようとする気概のある、工夫できる先生方も多かったと思います。今もそのような先生がいらっしゃいますが、現状、特別支援学級が増えたので、支援学級を利用してほしい、団塊の世代が退職してベテランの先生が減ったこともあって、若い先生に余裕がない状態では通常学級での受け入れは難しい、といった傾向もあるように思われます。気概のある、工夫できる先生がいたということは、当時見えなかったですが、光の部分だったんだと改めて思っています。 現状ですが、今申し上げたように 1 つは急増する特別支援学級です。すでに大分市内のすべての小中学校で特別支援学級が設置されていますし、多いところでは一校で 10 学級を超える学校もあります。大分市の特別支援学級に通っている児童生徒数を全部足し合わせると竹田市の小中学生全員を超えるという話を聞いたこともあります。 その中で、軽度の知的障がいの学級が増えました。もう 1 つはやはり自閉症・情緒障がい学級の急増ですね。なぜ自閉症・情緒障がいの児童生徒
------	--

古賀委員	が増えるかという、年齢が小さいうちは発達障がい確定診断が難しく、病院の先生も心配した保護者から相談されると、障がいがないとは言えないし、まずは何かできることをしましょうということで、療育センターがいっぱいになってしまうということが起こっているのではないかと思います。 それから専門的な話になりますが、アメリカの精神医学会の DSM-4 という診断基準が、DSM-5 に変わって少し間口が広がったことも影響しているかと思います。 もう 1 つは二次的に、精神的不調や体調不良を併発し、不登校に陥る事例。これもすごく難しいですね。 その結果、小学校における障がい種別の特別支援学級の割合ですが、全国では特別支援学級全体の中で知的障がい特別支援学級は 41.6%、自閉症・情緒障がいは 46.7%と半々くらいですが、大分市の場合は、知的障がいが 37.8%、自閉症・情緒障がいが 58.9%と、自閉症・情緒障がいの割合が全国に比べて多い。中学校もその傾向があります。 それから、県内の他の市町村と比べて特殊なのは通級指導教室が少ないということですね。今現在は 11 学級設置されていますが、大分市内の児童生徒の数は令和 5 年 5 月 1 日現在で 38,196 人。大分市以外の市町村では 46,192 人。仮に大分市の児童生徒数を 1 とした場合に、他の市町村のは 1.21 倍になります。支援学級数でいくと、大分市の学級数を 1 としたときに、大分市以外の市町村の特別支援学級数は 1.35 倍です。 ところが、通級指導教室数に関しては、1 に対して 3.64 倍、つまり他の市町村に比べて大分市は少ないという状況です。 もう 1 つの特徴として、特別支援学級から通級の学級に転級する児童生徒が増加傾向にあります。一般的には学年が上がると通常学級から支援学級・支援学校に転級・転校していく。というのは、学ぶ内容が難しくなってくる、それから友達関係もだんだん複雑になっていっていじめ等も起こりやすいということになってきます。 特別支援教育が始まる前くらいは、大分県内でも、小学校入学時に養護学校へ入る子どもの人数が、学年が上がって高等部を卒業する頃には、3 倍以上になっていると言われていました。つまり、本当は養護学校に就学する必要があったけれども、小学校入学段階では通常学級に入学していた可能性がある子どもが多くいたかもしれないということです。 例えばこんな例もあります。大学に推薦入試で合格した生徒たちが、大学入学までに特別支援学校や障がい者の福祉施設に行ってレポートを提出するということがあります。するとそのレポートに、ある知的障がい者の特別支援学校の高等部に見学に行ったところ、中学校時代の同級生がいたと。そうだったんだと初めて気が付いたと。中学生の時は誰もその同級生に知的障がいがあると気がつかなかった。先生方は気づいていたかもし
------	--

古賀委員	れません。保護者が受け入れられなかったのかもしれない。逆に、例えば自閉症・情緒障がいであれば、入学したときはちょっと落ち着かなかったけれど、子どもが支援学級の教育の中で落ち着いてきて、特別支援学級から通級指導教室に転級する児童生徒の数も増えています。 それを受けて、予算的にもできることとできないことがありますので、提案ですが、1つはやはり通級による指導の拡充があったらいいと思います。予算の関係もありますが、巡回指導よりも他校通級、他校通級より自校通級の方がよいと思います。 参考資料1をご覧ください。これは大分県の長期教育計画です。裏面の赤枠をつけているところですが、県の特別支援教育課としても、自校通級や巡回指導などの通級による指導の充実、充実イコール学級数を増やすという単純な話ではありませんが、充実させたいと書いています。 もう1つが下にも書いている特別支援学校と小・中・高校間の人事交流の促進をこれから長期計画としてやっていきたいという方針を持っています。 提案1に戻りますが、私は30年くらい大分市の子どもすこやか部の仕事もしてまして、公立の保育所・認定こども園の巡回もするし、研究会もしています。特別支援保育・教育の対象となる子どもが増えています。その中には、教育によって、通常学級でみんなと勉強ができるかなという子どもも結構いると思います。そういった子どもたちが通常の学級と行き来できるようにするためには、特別支援学級から通常学級というよりは、一旦は通級指導教室を利用できる方がいいかなと思います。 今現在は突然特別支援学級から通常学級というよりは、特別支援学級に入っているけれども、特別支援学級の弾力的運用という名のもとに、特別支援学級を通級的な利用の仕方をしていることもあります。そのような特別支援学級の弾力的運用が有効な場合もあるかもしれませんが、やはり通級指導教室を増設することが望ましいと思います。 それから、知能指数70を上回る児童生徒も総合知的障がいなどの診断を受けて、多分お医者様は、ご家族やご本人の利益を考えてそういう診断をされると思いますが、そうするとすごく人数が増えてしまいます。その中には、知能検査の結果をみると、本当は知的障がいではなく学習障がいではないかと思われることがあり、その場合通級指導教室が一番いいのですが教室がなく、その結果知的障がいや自閉症・情緒障がいの学級への配属となってしまう。 もう1つ大切なことは、特別支援学級の子どもが体育や音楽などの授業の時に交流で自分のクラスに来る。先生の立場に立てば、この場合、特別支援学級の子どもだから自分の担任の子どもではないような、自分が責任を持つという意識がどうしても薄くなってしまう傾向があります。 通級の場合は通常学級に在籍しているので、通常学級の担任の先生は自
------	---

古賀委員	分の学級の子どもを通級指導教室で見てもらっているという意識になります。もちろん特別支援学級とか通級指導教室の先生は自分の担当の子どもという意識です。通級指導教室はそういういい面もあります。 とは言ってもやはり、専門的な授業時数や教員配置などで手厚い指導ができるのは通級指導教室よりも特別支援学級です。これをどういうバランスで考えていくか、当然県の取組になってくるのですが、どのような方法で通級指導教室を増やすことができるか検討が必要です。 もう1点は、学級を増やしたとしても、それを指導する先生がいないといけない。市独自の予算で雇用しようと思ってもそれに該当する人材がいるのかということです。 これもすでに県も市も考えて取り組まれていると思いますが、特別支援教育の経験をより還元できるための人事異動方針の見直しということで、県立の支援学校や大分大学附属特別支援学校などに小・中学校の先生方が人事交流で来られます。それを促進することと、さらに大切なことは、人事交流での経験を小・中学校に戻ってより一層還元できるようにすることです。昔は特にそうでしたが、特別支援学校で勉強して小・中学校に戻ってもその経験がほとんど還元されないまま以前と同じように通常学級の受け持ちになる。特別支援学級を担任してほしいけれども、できる先生ほど通常学級の大変なクラスの担任になってしまうことがあります。 予算も人も限られるのであれば、あとはもう人員配置しかないと思います。そのためにはまず県と人事異動方針の見直しが必要です。先ほど言ったように県の長期計画でも特別支援学校と小・中・高校間の人事交流の促進と記載していますから、これをどう促進させていくかということですね。人が少ないので、小・中学校から特別支援学校に教員が異動すれば、逆に特別支援学校から小・中学校への教員の異動も必要になりますが、そのやり取りも難しい。 それから、校内人事の方針として校長先生の判断で決まってきますから、1つ目は交流人事により、特別支援学校等で、特に自立活動とか領域・教科を併せた指導という、支援学校独特の教育課程を経験した先生に、特別支援学級や通級指導教室で専門的な自立活動などをより一層やっていただければと思います。 2番目は、大学の卒業生もよく言いますが、特別支援教育を一生懸命やっても、なかなか通常学級の先生の理解が乏しいということです。それは仕方ないかなとも思いますが、それよりも通常学級の先生を巻き込んで、チームで児童生徒の指導にあたることのできる、そういう資質をもった先生ですねを特別支援学級や通級指導教室に担任にさせていただく。そういう先生は実際どこでも必要とされると思います。 3番目は、教育的ニーズに応じた授業の創意工夫ができる先生を優先的に配置して欲しいということです。特別支援教育が必要な子どもが増えて
------	--

古賀委員	きていますから、このような方針をより一層明確化したらどうかということです。 理想を言えば、可能な限り基礎的環境整備と合理的配慮の充実を図ることで、できるだけ多くの障がいのある児童生徒が通常学級で充実した学びをできることが望まれます。 参考として、大学はどうかというところですが、大学には特別支援学級も通級指導教室ありません。だけど、LDの学生もADHDの学生もいるし、自閉症やアスペルガー症候群、情緒障がいの学生もいます。 私が大学の理事になってすぐに、大分大学の全学の中で、合理的配慮の提供を受けている学生がどのくらいいるか調べてもらったら、概数で20%大学全体の科目のうちの5分の1で合理的配慮を提供しています。 資料2をご覧ください。大分大学では合理的配慮の申請があった学生のために70数ページに及ぶマニュアルを作成しています。その中で、これは一部ですが、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱・情緒障がい、言語障がい、発達障がいをモデルとして、こういうことができます、この障がいが該当しますというたくさんのメニューを準備しています。これをモデルとして、本人と対話して行って、この表にない配慮もオーダーメイドで行っています。そしてそれが実施できるか確認して、できることは実施してもらって、実施したかということをその後本人にも先生にも確認します。 大学生だから建設的会話ができますが、小学生の場合はなかなか難しいですよね。小学生にはこういう合理的配慮を受けられるということを教育の一環として本人に教えていくことも必要と思います。 最後に資料3をご覧ください。これは大分大学教育学部の教員就職率の推移です。全国の教員養成課程の学生定員が削られる中、大分大学は文部科学省と交渉しながら学生定員を増やしてもらいました。 下の表は、私が平成28年度から学部長に就かせていただいていますので、その間の教員就職率のデータです。すべての卒業生に対する教員就職率は、大分大学教育学部が4年連続日本1位です。これまで大分市教育委員会の歴代の課長や学校の校長先生にも、例えば教育実習などで協力していただいて、教育センターにもお世話になっています。そういったものがこの結果に反映されていると思います。大分市教育委員会には本当に感謝を申し上げます。
市長	ありがとうございます。 それでは古城委員から順番に、皆さんから意見をいただきたいと思いますが、その前に、参考資料1には大分県全体の特別支援学校の在籍者と学級の在籍が出ていますが、大分市の在籍者数と学級数を答えてもらえます

	か。
大分市教育センター 所長	今年度、大分市の特別支援学級に在籍している児童生徒数は 2,221 名です。小中学校合わせてです。そして特別支援学級数は小・中学校・義務教育学校合わせて 352 学級となっております。
市長	特別支援学校は？
大分市教育センター 所長	特別支援学校は県立学校ですが、大分支援学校、新生支援学校、中央支援学校そして盲学校・聾学校が大分市内にあります。
古賀委員	あと大分大学教育学部附属特別支援学校とさくらの杜支援高等学校ですね。
市長	はい。ですから特別支援学級の方の小・中学生が 2,221 名という前提でお願いします。では、古城委員お願いします。
古城委員	古賀先生ご説明、ご丁寧に数字を交えながらありがとうございました。インクルーシブ教育の現状というものを、アウトラインの把握をさせていただいた次第でございます。 1 つ質問です。5 ページで、古賀先生がおっしゃられた現状 4 の中に、一番下の段に特別支援学級から通常の学級に転級する児童生徒もいて、増加傾向というお話でした。望ましい方向かと思いますが、どれぐらい数値として増えているのかということ把握したいと思います。
大分市教育センター 所長	すみません、数値は今持ち合わせていませんが、先ほどお話があったように、特別支援学級の自閉症・情緒障がいの子どもさんについては、特性や困り事等が改善して、通常の学級に措置替えするということは見られています。
市長	では、岡田委員さんお願いします。
岡田委員	古賀先生ありがとうございました。インクルーシブ教育が目指すのは、教育の場における隔たりを取り除くことだけではなくて、障がいの有無に関わらず、全員が積極的に参加できる社会を作り上げることが最終的な目的なのかなと考えました。専門性がある支援体制を整えるために、特別支援教育コーディネーターがいらっしゃると思うのですが、育成する制度などは、もう確立されているのでしょうか。

古賀委員	大分市教育センターの方でコーディネーター研修をされています。多くは特別支援学級の先生がコーディネーターを兼ねたり、制度ができた頃は教頭先生が兼ねたりというふうに、特別に 1 人配置されるわけではなくて、今いる先生の中でというような形になるので、もしちゃんと専門として入れば、例えばスクールカウンセラーのようにすればできるかもしれませんが、現状はなかなかそういう制度ではないですね。これは教育センター長に聞いた方がいいかもしれません。
大分市教育センター 所長	はい、教育センターでございます。特別支援教育コーディネーターにつきましては各学校に 1 名いますが、先ほどお話があったように、教職員研修の中で特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を年 3 回実施しております。その中では全体で講演を聞いたり、それぞれ経験年数に応じて部会に分かれ講義や協議を行ったりしているところです。あわせて特別支援教育アドバイザーがおりまして、特に経験年数の浅いコーディネーターの学校に行き、実際に授業の様子や環境等を見た上で、コーディネーター、または特別支援学級担任に対して指導・助言を行っています。
市長	では廣津留委員どうぞ。
廣津留委員	大変わかりやすいご説明ありがとうございました。私も大学で教えていて、セメスター（学期）の最初にいつも合理的配慮が必要な学生について資料が届き、そのアイテムをいかに取り入れていくかということは授業づくりにおいてもかなり大切になってきているので、大変勉強になりました。 ご提案 1 に通級による指導の拡充というところがあり、現状は通級指導教室が少ないということですが、お話を聞いていると通級でも教えられるような人材が足りないというのは、数字的にかなり実現が難しいという問題なのかそれとも、他の市町村と比べて少ないというのは、特別支援学級や特別支援学校を増やす方が大事という考え方の問題なのでしょうか。
古賀委員	特別支援学級の方がニーズは高いので、それを増やしたかったというのはあると思います。県内では他の市町村と比べて、特別支援学級に比べて通級指導教室が少ないと考えるか、通級指導教室に対して特別支援学級が多いと考えるか、これはいろいろ意見がありますが、大分県全体でも実は通級指導教室に関して平成 30 年ぐらいまでずっと増えていきましたが、今はちょっと頭打ちです。他の県は大体増え続けているので、それで大分県も危機感を持って充実を図りたいと考えています。それに乗っかっていけばいいかなと思います。

市長	上杉委員どうぞ。
上杉委員	古賀先生ありがとうございました。 自分自身が小学校中学校時代というのは本当にある意味インクルーシブ教育で、でも個々のニーズに応じてない。ただ、一緒に同じことをさせられていただけという形だったと思います。保護者側が受け入れるハードルというのはやはり悩みどころかなと思います。 提案の方にありました、人材育成、人数を増やせばいいというものでもないですし、子どもとの相性とか、合う合わないとか、気持ちよくお話できていたのに、何かをきっかけにナーバスになって駄目になったりとか、この人材育成というのは、とても難しいことだろうと思いますが、こういう方向性を持つとより早く人が増えていくというか、現場が手厚くできるようになっていくというような形はあるのでしょうか。
古賀委員	随分以前、大分市が初めて特別支援教育の計画を作ろうとしたことがあります。その会議の中で、大阪ではすでに特別支援教育専門の先生をアドバンスコースや中堅クラスなど、人数や配置も考えて計画的に養成しているということを、大分でもできたらいいという話を事前の打ち合わせもせずには発言したら、当時の課長から、人事に関わることはちょっとと言われました。それはそうだなと思いましたが、その頃とだいぶ事情が変わって、ニーズも高まっているので、必要なことだと思います。 現場としては、初任者研修なども県全体の数は増えており、大分市は各学校の規模が大きいので初任者をたくさん受け入れたりします。そうするとそれに対してベテランの先生が指導にあたります。ベテランの先生も減っているので、手厚さについてもなかなか難しい状況です。 いずれにしても、机上の授業も大切ですが、実際に特別支援学校に交流してそこで自分で指導案を考えて授業をしたりという経験を積んでもらって、それを小学校・中学校に戻って実践する場を重視してもらえないかなと思っています。
市長	教育長、いかがですか。
教育長	経緯も含めて大変わかりやすいお話をありがとうございました。 若干伝えさせていただくと、一昨年の９月に国連の障害者権利委員会総括所見というのが、日本政府に対して出されたところであり、その内容としては、分離教育を中止するということや教育上の要請を満たす合理的配慮を保障すること、インクルーシブ教育に対する研修の確実な実施などが勧告されました。 一方で諸外国を見ますと、イタリアなどのような通常学級のみという国

教育長	もありますし、日本やフランスのように、通常学級、特別支援学級が混在している国もあります。またドイツのように、通常学校と特別支援学校だけで分離するという3つの分類がありますが、日本だけが勧告されているわけではなく、イタリアもフランスもドイツも障害者権利委員会から勧告を受けており、どれが最も適切かというのは一概に言えない感じがします。 日本は分離型ではなく、先ほど古賀先生からお話があったように、連続性のある多様な学びの場という位置付けで教育政策を進めておりまして、障がいのある子もない子もすべての子どもたちがともに学ぶシステムというものを目指していくこととなっています。 なので、ただ単に一緒に同じ教室で学べばいいというものではなくて、古賀先生がおっしゃった通り、障がいのある子もない子も教室に自分の居場所があると感じることができて、初めてインクルーシブ教育が成り立つという考え方で、日本は教育政策を進めています。通級指導のように必要に応じて個別に指導を行って、授業の内容はわからないけど、黙って座っているというような状況をなくすることが大事であって、授業の内容が全くわからないのはその子が辛いだけになりますから、形だけではなく内容を充実していかなければならないと思います。 一例ですけれども、通常学級で突然声を上げる子どもや暴力を振るう子どもがいたりすると、そういう子どもに対してクラスメイトの子どもたちは恐怖感や不安感を持つわけですが、先生からその子の特性について触れずに、ただ仲良くしましょうみたいなこと言っているようでは駄目です。そんなことが起こってもいつものことだと思って、だんだんその子との関わりが薄まって、その子は居場所を失ってしまう。そういうことでは駄目だと思います。声を上げたりするのがその子のコミュニケーションという受けとめをせず、障がいによる問題行動として押さえなきゃいけないという先生の発想があったら、それも駄目だと思います。 そうではなく、授業の中でたった1分1秒でもいいので、わかったと感じられる時間を作っていくというのが、その子に対して光を当てていくという流れになっていくと思います。 やはり子どもたちが義務教育課程を終えた後に、その後の進学状況や就職状況も分析して、支援の質やどう支えていくのがよいのか考えていかないといけない。子ども達には将来もありますから。 障がいがある人に対して4つの障壁がありますが、中でも特に心の壁を取り除くということが一つ。それから、他人に迷惑をかけない自立ということを昔やっていました。他人に迷惑をかけたら駄目ということではなくて、他者と適切に依存し合う自立、お互い力を借りたり貸したりする、そういう関係ができるということ。特別支援教育という言葉を使う必要がなくなるぐらい、多様なニーズに応じた支援が当たり前の教育というのが将
-----	---

古賀委員	来的なデザインということ。そして、大分市の特別支援学級の増え方を考えると、巡回方式も含めた通級指導の充実の選択肢というのは、大いにあり得るのではないかなという意味では、古賀先生と全く同感です。 その際にやはり将来の進路や就職先というものをよく考えていくということが必要ではないかなと改めて感じたところです。 おっしゃる通りだと思います。インクルーシブ教育システムは国によってバラバラです。国連の勧告をマスコミはそこだけ取り上げましたが、どこの国も勧告されています。先々月、福岡国際会議場で特殊教育学会というものがあり、シンポジウムの司会として参加したのですが、文部科学省の特別支援教育課長や国の特別支援教育総合研究所の理事長たちと意見交換した際に、教育長と同じようなことを言われていました。 その中でやはり私としては、今の日本の選択が間違っていないかなと思います。これまでの経緯を振り返ってこのようになっているわけで、初めから分離しているわけではない、むしろ初めは重い障がいの子ども以外は一緒だったんです。それではいけないということで今のようなかたちになっているわけです。
市長	これは方針として大事だと思うので、古賀先生のご意見をお聞きしたいのですが、5歳児健診について、こども家庭庁をはじめとして推奨されています。その中の意見として、通常学級から特別支援学級に行かざるを得なくなる子どもを少なくしたいというものがあります。 逆に、5歳児健診で峻別できるような感じがあって、特別支援学級の方から通級指導教室の方へという声をよく聞きます。 私は反対でして、1歳半、3歳児、就学前健診がある中で、就学前の5歳の子どもが5月か6月に健診すればほとんどが5歳児健診と同じわけで、1年かけてどういう体制がいいのかと考えた方がはるかにいいと思っています。 まず、生きる力をつけるためにできる限り通級指導を進めていきたいという中で、仮に峻別するための5歳児健診ということであれば、先生はどういうご意見を持たれていますか。
古賀委員	特別支援教育の専門で詳しい先生がホームページに市長の意見と同じようなことを書いていました。 峻別するというよりは、本来はそこがスタートラインであって、そこで早期発見、早期支援につなげていって、チームを作って、なるべく入学するまでに専門的な人によって、伸ばせるところはできるだけ伸ばして、インクルーシブな状態に持っていきたいということだと思います。 基本的には5歳児健診を実施できるのであれば実施することが望まし

古賀委員	いとは思いますが。3歳児健診との違いは、言語能力や社会性、集団参加などが3歳児と5歳児では全然違っていて、よりの確に判定できます。発達の遅れや偏りのある子どもの早期発見につなげて、その特性に応じた早期支援、家族の支援というものがあります。 もう1つ、認定こども園や保育所・幼稚園にとってありがたいのは、気になる子がいたときに、保育士さんも幼稚園の先生も医師ではないので、軽々しく障がいとは言えません。そういうときにやはり健診に行ってくださいことで、保護者との共通理解ができるきっかけになっていく。そのあと学校教育との繋がりの中で、情報を共有したりしてチームアプローチをする。一番大事なことはフォローアップの体制ですね。 例えば大分県内でも竹田市や津久見市で5歳児健診を行っています、大分市のような大きな規模では難しいということと、そのあとのフォローアップ体制をどうするかが課題です。 専門の療育機関や児童発達支援事業所はこの十数年で相当数が増えました。それから保育士や幼稚園の先生たちの発達障がいや知的障がいに対する理解もかなり進みましたし、大分市独自の巡回指導の事業も相当拡充してきて多彩なメニューを行っています。 それでもすり抜けている子どもを拾い上げるには5歳児健診もありますし、学校教育に入る前に何かフォローアップできたらいいなと思いますが、比較的大分市はメニューがそろって、この十数年随分変わってきた中で、それにかかる労力と成果のバランスとフォローアップ体制をどれだけできるか次第だと思います。十数年前であれば5歳児健診をぜひやった方がいいと言っていました。今のこの状況だと、やらないよりもやった方がいいし、大分市医師会もだいぶ前から、5歳児健診をするのであれば協力したいと申し出られています。 やはりフォローアップ体制をどうするか、十分な体制ができるかどうかではないかと思います。
市長	いろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。また先生もありがとうございました。 では、大分市教育大綱の中間報告をお願いします。
企画課長	企画課長の藤田です。どうぞよろしくお願いします。資料1をご覧ください。 こちらは9月27日に開催しました第2回総合教育会議で皆様からいただきました意見の概要とその意見を次期教育大綱にどのように反映したか、該当箇所はどこかということで記載しております。 最初に2番をご覧ください。インクルーシブ教育システムに関しまして、言葉の定義についてご意見をいただきましたのでそれを踏まえて記載

企画課長	の通り注釈を修正いたしました。 次に３番ですが、教職員のウェルビーイング向上が質の高い教育に繋がるといことがわかりづらいというご意見をいただきましたので、記載の通り文章を修正しております。 続きまして２ページをご覧ください。８番９番１０番でございますが、グローバル化への対応と教科等横断的な学習の充実について、項目を分けている目的がわかりづらいというご意見をいただきましたので、施策５の冒頭に「グローバル社会に対応するため」と追記して目的を明確にしたいと考えております。 続きまして３ページをご覧ください。１３番１４番１５番ですけれども、特別支援教育等について、建設的対話が大切であることや合理的配慮の推進が必要であることと、特別支援教育における基礎的環境整備や連続性のある多様な学びの場の整備が必要というご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、文章を修正しております。 続きまして、４ページをご覧ください。２１番、目標６ですが、子どもの健全育成と地域の教育力向上について、施策１では、学校・家庭・地域が連携・協働した地域のネットワークづくり、そして施策３では、地域学校協働活動のことを記載して項目を分けておりましたが、地域学校協働活動は、学校・家庭・地域の連携・協働に含まれますことから、記載の通り統合し、一部文言を修正いたしました。 以上が第２回総合教育会議でいただいたご意見の反映でございます。 続きまして資料２をご覧ください。こちらは現在、大分市総合計画の策定を進めており、大分市総合計画基本構想第一次基本計画検討委員会の中でいただいた意見に対する市の考え方を記載しております。総合計画は本市の最上位計画ということで、教育大綱にもその考え方などが反映されるものでございます。 本日は説明を割愛させていただきますが、いただいたご意見は教育大綱、その他の個別計画にも反映しております。 続きまして資料３をご覧ください。こちらは大分市教育ビジョン検討委員会において出された意見と市の考え方を記載しております。こちらにつきましても、例えばナンバー２と４は教育大綱と共通するところがございますので、同じ表現に修正しております。 続きまして資料４をご覧ください。これが、次期大分市教育大綱の素案になります。３ページをご覧くださいますと、この大綱の全体像がイメージしやすいように、基本方針、目標の体系を記載しております。 また、４ページ、５ページにかけて６つの基本方針を、６ページ以降には、１０の目標と目標ごとの施策を記載しております。 また用語解説につきましては、前回の会議でいただいたご意見を踏まえ、初出のページに注釈を記載するようにしております。
------	---

市長	最後に今後の予定ですが、本日の会議でいただきましたご意見を参考に次期教育大綱の原案を作成し、来月の市議会第４回定例会で議会の方にも報告したいと考えております。その後、議会終了後に１月にかけてパブリックコメントを実施し、次回２月５日に予定しております第４回総合教育会議で、その結果を報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。 それではここからは手挙げでいきたいと思いますが、まず前回の会議での意見を反映させた修正については特に問題ありませんか。 (意見なし) はい。ありがとうございます。 それでは、大綱の素案全体について、ご意見あるいは新たな提案もありましたら、お伺いしたいと思います。 (意見なし) 修正のところで、特に異論がございませんでしたので、私の見た感じでは素案の方に反映されていると思います。よろしいでしょうか。 (意見なし) はい。ありがとうございます。 先ほどのインクルーシブ教育に関しては、様々なご意見等がございましたので、それも一部反映させることができれば、取り込みながら原案をまとめまして、議会への報告とパブリックコメントを行いたいと思います。ご協力ありがとうございました。
企画部長	ありがとうございました。以上をもちまして、令和６年度第３回大分市総合教育会議を終了いたします。次回の開催日程や議題等につきましては調整させていただき改めてご連絡いたします。 皆様本日は誠にありがとうございました。